

「おくやみのしおり」官民協働発行事業者 公募型プロポーザル募集要領

高知市市民協働部中央窓口センター 令和8年9月4日

1	事業概要	1
2	参加資格要件	1
3	受託候補者選定方法	2
4	実施スケジュール	2
5	質疑・回答	2
6	参加意向申出書の提出	3
7	企画提案書の作成・提出	3
8	審査方法及び評価基準	4
9	協定の締結	7
10	留意事項	7
11	その他	7
12	提出先（問合せ先）及び提出方法	7

別添

- ・ 様式 1 質疑書
- ・ 様式 2 参加意向申出書
- ・ 様式 3 参加資格要件確認書
- ・ 様式 4 「おくやみのしおり」官民協働発行事業企画提案書
- ・ 様式 5 業務実績調書
- ・ 様式 6 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ・ 様式 7 社会保険料納入確認（申請）書
- ・ 様式 8 情報公開に係る非公開に関する理由書

【参考】高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載基準

「おくやみのしおり」官民協働発行事業者公募型プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 事業名称

「おくやみのしおり」官民協働発行事業

(2) 事業目的

「おくやみのしおり」は、高知市民が亡くなられた後の高知市役所及び市役所外の諸手続きを案内し、ご遺族の負担軽減を図るものである。各葬祭業者や斎場と連携し、亡くなられた方の遺族に配布している他、高知市公式ホームページにも掲載している。

本事業は、おくやみのしおりの編集、広告営業、印刷・製本等を行い、それに要する費用を広告収入で賄うことで、本市は一切の歳出を負担することなく、死亡に伴う手続きについて、より見やすくわかりやすいしおりを作成、また幅広い情報を提供することを目的とする事業を行う事業者（以下「事業者」という。）を選定するもの。

(3) 履行期間

協定書締結日から令和 12 年 5 月 31 日まで

なお、高知市と事業者間で合意したときは、期間を延長することができる。

(4) 業務内容

別紙「「おくやみのしおり」官民協働発行事業者公募型プロポーザル仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす者であること。ただし、公告日から協定締結の日までの間において、各要件のいずれかに該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 公告日から協定締結の日までの間において、高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止措置要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない若しくは本市指名停止措置要綱の対象となる事案に該当しない者
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをした者にあつては、再生計画認可の決定、又は更生計画認可の決定がされている者
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業者等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 法人である者（個人を除く）
- (6) 直近 2 年分の市町村税を滞納していない者

- (7) 直近 2 年分の都道府県税を滞納していない者
- (8) 直近 2 年分の国税を滞納していない者
- (9) 直近 2 年分の社会保険料を滞納していない者

3 受託候補者選定方法

当該事業に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案を本市が設置する「おくやみのしおり」官民協働発行事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、最も優れた企画提案を行ったと判断された事業者を受託候補者として選定するもの。

4 実施スケジュール

令和 8 年 9 月 4 日（金）	公募型プロポーザル実施公告（高知市ホームページに掲載）
令和 8 年 9 月 14 日（月） 午後 3 時まで	「質疑書」の提出期限
令和 8 年 9 月 18 日（金）	質疑書回答の公表
令和 8 年 9 月 29 日（火） 午後 3 時まで	「参加意向申出書」及び「参加資格要件確認書」の提出期限
令和 8 年 10 月 9 日（金）	参加資格確認結果通知
令和 8 年 10 月 23 日（金） 午後 3 時まで	「企画提案書」及び関連書類の提出期限
令和 8 年 11 月 10 日（火）	企画提案書の審査（書類審査）の実施
令和 8 年 11 月 20 日（金）	審査結果通知
令和 8 年 12 月 10 日（木）	協定締結
令和 8 年 12 月上旬から 令和 9 年 5 月下旬頃まで	掲載内容の調整・広告審査

5 質疑・回答

- (1) 提出様式
質疑書（様式 1）
- (2) 提出先
後記「12 提出先（問合せ先）及び提出方法」を参照
- (3) 提出方法
電子メールにより提出すること。 ※提出後、電話で着信の確認を行うこと。
- (4) 提出期限
令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 3 時
- (5) 回答方法
令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時までに高知市ホームページで公表する。

6 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

提出書類		提出部数
ア	参加意向申出書（様式 2）	1 部
イ	参加資格要件確認書（様式 3）	1 部
ウ	業務実績調書（様式 5）	1 部
エ	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式 6）	1 部
オ	登記簿謄本又は事項証明書（現在事項全部証明書等）	1 部
カ	市町村税に係る納税証明書	1 部
キ	都道府県税に係る納税証明書	1 部
ク	国税に係る納税証明書	1 部
ケ	社会保険料納入確認書（様式 7）	1 部
コ	財務諸表（直近 1 事業年度の決算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）	1 部

※本市の令和 8・9 年物件等競争入札参加資格を有する者は、エ～コの書類については
提出不要

(2) 提出先及び提出方法

後記「12 提出先（問合せ先）及び提出方法」を参照

(3) 提出期限

令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 3 時

(4) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 8 年 10 月 14 日（水）までの間に「参加資格確認結果通知」を送付する。

なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（休日含む）に、書面により説明を求めることができる。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書は下表のとおりとする。

イ 1 者 1 提案とし、紙媒体で各 10 部提出とする。

ウ 補足資料がある場合、その構成等は自由とし、企画提案書とは別綴じで 10 部提出とする。

提出書類の名称		規格及び 制限枚数	様式
表紙	「おくやみのしおり」官民協働発行事業企画提案書	1 枚	様式 4
企画 提案 書	※仕様書及び募集要領を理解の上、本事業の実施にあたっての考え方や手法、スケジュール等を提案すること	・ A 4 サイズ ・ 縦横問わず ・ 30 枚まで	・ 任意 ・ 文字サイズは 10 ポイント以上 ・ ページ数記載
情報公開に係る非公開に関する理由書		1 枚	様式 8

(2) 提出先及び提出方法

後記「**12 提出先（問合せ先）及び提出方法**」を参照

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 3 時まで

(4) その他

企画提案書受付後の追加及び修正は認めない。

8 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、2 段階で実施する。

《一次審査》

参加資格要件の確認のための資格審査を実施し、企画提案書の提出者を選定。

※「**2 参加資格要件**」を全て満たすことの確認

《二次審査》

企画提案書等を用いた書類審査を実施。

※なお、詳細については一次審査の有資格通知を受けた者あてに別途通知する。

ア 実施予定日

令和 8 年 11 月 10 日（火）

イ 選定委員構成

委員長 1 人、副委員長 1 人、委員 3 人 合計 5 人

(2) 評価基準

一次審査の参加資格要件は、「**2 参加資格要件**」を全て満たすこととする。

二次審査の評価基準は、「別表 審査項目の内訳及び審査の視点」のとおりとする。

(3) 受託候補者の決定

選定委員会による審査を経て、合計得点が高い者から順位付けを行い、最低基準点（合計得点が満点の 60%）を超える者で、合計得点が最も高い者を受託候補者とする。

なお、審査の合計得点が同点の場合は、くじにより選定する。

受託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を受託候補

者とする。

(4) 審査結果通知

一次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。

二次審査結果は、企画提案書提出者全員に書面で通知する。

選定結果等について不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

【審査点】

対象		評価の視点	配点
企画提案	サービス・機能要件	・事業の目的に沿っているか。また、仕様書等の内容を十分に理解し、要件を満たした提案となっているか。	20
	利便性・機能性	・わかりやすい構成、デザイン、また、各ページのレイアウトを柔軟に変更できるか。 ・遺族が死亡後に必要な手続き（法務局、税務署、年金事務所、電気・ガス・水道等のインフラ解約等）について、網羅的かつわかりやすく情報提供できる構成となっているか。	20
	しおりの製作	・配布開始時期までに無理なくしおりを製作できるスケジュール及び実施体制となっているか。 ・掲載内容や構成、納入部数について本市の希望に柔軟に対応できるか。	10
実績		・同種の業務についての十分な実績があるか。	10
組織・人員等運営体制及び保守管理・緊急時の対応	保守管理・緊急時の対応	・実施組織、人員等が明確で、事業の継続実施が可能なものとなっているか（本店対応、支店・営業所対応等）。 ・掲載内容の誤り・落丁等が発生した時に、速やかに対応できる体制が構築できているか。	10
	広告内容の審査	・広告を募集する手順及び体制は十分機能するものとなっているか。 ・事業者内部の広告審査体制は十分機能するものとなっており、審査に本市の基準が含まれたものとなっているか。	15
事業に関わる独自性のある提案		・本市や市民にとって有益な独自の提案やサービス等を評価（情報の引き出しやすさに係る工夫、最新情報の共有、広告掲出料納付の提案等）	15
合 計			100

9 協定の締結

「8 審査方法及び評価基準」により選定された受託候補者と協定締結の交渉を行う。

受託候補者が協定書を締結しない場合は、次点者から順次協定交渉を行い、合意に達した者と協定書を締結する。ただし、選定委員会が適切な者でないと判断した場合は、この限りでない。

協定の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して協定することがある。

10 留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、受託候補者の選定作業以外に提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、高知市行政情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日条例第 83 号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第 9 条第 1 項第 3 号該当）を除き公開することとする。

したがって、提案内容に条例第 9 条第 1 項第 3 号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、情報公開に係る非公開に関する理由書（様式 8）を提出すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

11 その他

- (1) 申込み受理後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格になる場合がある。
 - ア 企画提案書の提出が提出期限に遅れた場合
 - イ 参加資格を満たさないこととなったとき
 - ウ 提出した書類に虚偽の記載や不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 - エ 選定委員会、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

12 提出先（問合せ先）及び提出方法

- (1) 提出先

高知市市民協働部中央窓口センター

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号（高知市役所本庁舎 1 階）

E-mail : kc-101300@city.kochi.lg.jp

TEL : 088-821-9406

担当：内山・渡辺

(2) 提出方法

持参（土日・祝日を除く日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、提出の最終日は午後 3 時までとする。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(3) 応募に関する書類のダウンロード

高知市ホームページ

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/18/okuyami2026ls8.html>